

ハイライト:

- 特定情報通信機器の即時償却制度(いわゆるパソコン減税)が平成13年3月31日で廃止され、電子計算機の耐用年数が短縮されます
- 青色申告法人には定められた年数の帳簿書類整理保存義務があります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成13年度税制改正のpoint	1
会社が管理しなくてはならない法定文書 - 税法編 -	2

ご挨拶

まだまだ寒い日が続きますが、桜の開花予想も出され、春も近いと思われる昨今です。

第5号では、ただいま国会にて審議中の平成13年税制改正のpointについて及び会社が管理しなくてはならない法定文書—税法編—について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしくお願いいいたします。



公認会計士 中村元彦

公認会計士・社会保険労務士 中村友理香

平成13年度税制改正のpoint

・企業組織再編成

商法改正による会社分割制度の創設に伴い、企業組織再編成(分割・合併・現物出資等)に係わる税制が整備されます。具体的には、一定の要件に該当する組織再編成については、移転資産に対する課税が繰り延べられたり、旧株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には旧株の譲渡損益の課税が繰り延べられたり等、法人税法が改正される予定です。

・中小企業投資促進税制

中小企業者が一定の機械等を取得した場合に取得価額の7%の税額控除か取得価額の30%の特別償却の適用を受けられる中小企業投資促進税制が平成14年3月31日までの適用に延長されます。

・中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等の当期試験研究費の10%を税額控除することのできる中小企業技術基盤強化税制の適用期限が平成14年3月31日までと1年延長されます。

・情報通信関係

特定情報機器の即時償却制度は、期限どおり平成13年3月31日をもって廃止されます。それにかわり、電子計算機期の耐用年数(現行6年)が、パーソナルコンピュータについては4年、その他のものについては5年に短縮されます。

・土地税制

法人が土地の譲渡をした場合には、その譲渡等に係わる譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に追加課税が行われる課税制度の適用廃止期限が平成15年12月31日までに延長されます。

ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中)
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

会社が管理しなくてはならない法定文書 - 税法編 -

青色申告法人については、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存する義務があります。以下ではその種別毎に何を何年保存しておく必要があるのかみていきます。

< 法人税 >

種類	例	中小法人	大法人
帳簿	伝票、総勘定元帳、固定資産台帳、得意先元帳等	7年間	7年間
決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表、決算に関して作成されたその他の帳簿等	7年間	7年間
証票書類	棚卸資産の引渡し又は受入れに際して作成された書類 (例)納品書、送り状、受領書、検収書等	5年間	5年間
	上記以外の書類 (例)注文書、契約書、領収書、見積書等	5年間	7年間

- * 1 大法人とは資本金が1億円超の普通法人であり、中小法人とはそれ以外の法人ことを指します。
- * 2 原則として保存期間の起算日は、事業年度終了日の翌日から2月を経過した日となっています。
- * 3 国外関連者との取引に関して作成、受領したものについては、6年間の保存義務となっています。



消費税、源泉所得税については次号でご紹介します。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。